

フランス連結会計基準の国際的調和(14)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

44

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

15

(終了ページ / End Page)

27

(発行年 / Year)

2007-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007137>

〔論文〕

フランス連結会計基準の国際的調和 (14)

大 下 勇 二

1. はじめに
 2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
 3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準 (以上43巻1号)
 - (2) 作成免除 (連結免除)
 - (3) 連結禁止・連結放棄 (以上第35巻第4号)
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正 (以上本号)
 - (6) 連結会計の基本原則 (以上第36巻第2号)
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
 - ① 同質性の再処理
 - ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理 (以上第36巻第3号)
 - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理 (以上第37巻2号, 第3号, 第4号)
 - (9) 個別計算書類の選択的再処理
 - ① 商法典およびプラン・コンタブル(PCG)により認められたオプション (以上第38巻第1号)
 - ② D248-8条オプション (以上第39巻第2号)
 - ③ 6条オプション (以上第39巻第3号)
 - (10) 外貨換算会計 (以上第39巻第4号, 第40巻第1号)
 - (11) リース会計 (以上第40巻第4号)
 - (12) 連結計算書類の作成基準
 - ① 資本連結
 - 1) 1968年国家会計審議会(CNC)勧告書における資本連結の特徴
 - 2) 1968年国家会計審議会(CNC)勧告書の適用例
 - 3) 1968年国家会計審議会(CNC)勧告書の資本連結の問題点
 - 4) 1978年国家会計審議会(CNC)報告書案および1982年プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定 (以上本号)
- 3) 1968年国家会計審議会(CNC)勧告書の資本連結の問題点**
- 1968年国家会計審議会(CNC)勧告書の資本連結の処理は、取得原価主義および連結差額の性質の観点から、問題点を有していたと見られる。以下、これらの点について考察してみよう。
- a. 資本連結と取得原価主義の問題
- 勧告書における資本連結処理の一つの重要な問題点は、取得原価主義に関わる問題である。すでに検討したとおり、連結差額は、親会社B/S上の子会社株式価額と子会社純資産における親会社持分部分の金額との差異から生ずる。連結差額が生ずるケースには、
- イ) 親会社B/S上の子会社株式価額の過大評価
 - ロ) 親会社B/S上の子会社株式価額の過小評価
 - ハ) 子会社純資産の過小評価
 - ニ) 子会社純資産の過大評価
- の四つのケースが考えられ、イ)とハ)のケースでは借方「連結差額」が生じ、ロ)とニ)のケースでは貸方「連結差額」が生ずる。「連結差額」は純資産の一部とされる。

イ)とロ)のケースで、子会社株式の過大評価部分または過小評価部分はマイナスまたはプラスの再評価積立金の性質を有することから、当該原因から生ずる「連結差額」が純資産の一部を構成することは理論整合的である。

これに対して、ハ)とニ)のケースで、

- ・子会社純資産の過小評価により、親会社 B/S 上の子会社株式価額が子会社純資産における親会社持分部分の金額を上回る場合で、子会社に潜在的増価(評価差益またはプラスの「のれん」)が存在していると見られるとき
- ・子会社純資産の過大評価により、親会社 B/S 上の子会社株式価額が子会社純資産における親会社持分部分の金額を下回る場合で、潜在的減価(評価差損またはマイナスの「のれん」)が存在していると見られるとき

には、当該原因から「連結差額」が生ずること、そしてそれが純資産の一部を構成することには理論的に問題が多い。

ここで、計算例を用いて考えみたい。親会社 A 社は、1975年1月1日に、B社の議決権の100%を取得してこれを子会社化した。B社株式の取得価額は360であったとする。取得時点の両社の貸借対照表(B/S)は次のとおりであった。

	A社	B社		A社	B社
流動資産	140	100	負債	200	100
子会社株式	360	—	資本金	500	200
固定資産	400	300	利益剰余金	200	100
	900	400		900	400

取得時に資本連結を行ったとすれば、基本的に次の処理が行われる。

子会社資本金	200	子会社株式	360
子会社利益剰余金	100		
連結差額	60		

借方「連結差額」は資本のマイナスの性質を持つものとされる。この場合、子会社純資産が過小評価されており、潜在的増価(評価差益またはプラスの「のれん」)が存在していると仮定してみよう。

連結差額の発生原因が潜在的評価差益の存在による子会社純資産の過小評価にあるときは、本来

的には該当する資産等の再評価を行い、子会社資本を上方修正して連結すべきことはすでに指摘した。例えば、この場合、固定資産の時価が360であったとすると、

固定資産 60 再評価積立金 60

といった処理を行った上で、次の連結処理を行うことになる。

子会社資本金	200	子会社株式	360
子会社利益剰余金	100		
子会社再評価積立金	60		

その結果、支配獲得時の連結貸借対照表(B/S)は第1図表のように表示される。これら処理により、資本のマイナス項目としての借方「連結差額」は生ぜず、その結果、連結後のグループ資本(資本金500+利益剰余200=700)は親会社資本(資本金500+利益剰余200=700)と同一となる。つまり、連結により、グループ資本は変動しない。

親会社 B/S 上の子会社株式価額360が、等価で子会社資産(460)および負債(100)、従って純資産持分部分360((460-100)×100%)と置き換わる形になる。これにより、親会社 B/S 上の子会社株式の取得原価は、連結 B/S 上維持される。

会社 B/S 上の子会社株式価額はその取得原価で計上されている。当該取得原価は取得時の子会社における潜在的増価・無形価値を考慮したものと考えられる。当該観点からは、資本連結における子会社株式と子会社資本の相殺消去は等価で行われるべきである。

第1図表 支配獲得時の連結 B/S
—潜在的評価差益を計上—
(1975年1月1日時点)

科目	A社	B社	連結仕訳		連結
	B/S	B/S	借方	貸方	
流動資産	140	100			240
B社株式	360	—		360	—
固定資産	400	300	60		760
	900	400			1,000
負債	200	100			300
資本金	500	200	200		500
利益剰余金	200	100	100		200
再評価積立金			60	60	
	900	400	420	420	1,000

つまり、この場合、借方「連結差額」は資本のマイナスの性質ではなく、各資産の評価差額に基づく再評価積立金の性質を有するものとして、連結に際して、これらの計上により子会社資本を修正した上で、資本連結を行うべきである。

こういった処理を行わず、単に差額60を資本のマイナス項目としての借方「連結差額」と処理するならば、潜在的増価が存在するにもかかわらず、連結により逆に資本が減少してしまう。これにより、子会社株式の取得原価は維持されなくなる。

すなわち、親会社 B/S 上の子会社株式価額360は、再評価前子会社資産(400)および負債(100)、従って純資産持分部分300 $((400-100) \times 100\%)$ と置き換わる形になり、子会社株式は、取得原価から再評価前の子会社資本価額にあわせて下方修正されることになる。いわば、結果的に子会社株式の下方的再評価を行った形になっている。その結果、貸方側ではグループ資本(資本金500+利益剰余金200-連結差額60=640)が親会社資本(資本金500+利益剰余金200=700)に較べて60だけ減少することになる。

子会社株式が過大評価されているわけではないのに、資本連結により子会社株式の下方的再評価が行われ、結果的にグループ資本が変動することになる。この場合の連結 B/S は、第2図表のように表示される。

さらに、子会社における「のれん」等の無形価値の存在が借方「連結差額」の発生原因となっているときは、「のれん」を計上して、これに振り替えるべきである。すなわち、

子会社資本金 200 子会社株式 360
子会社利益剰余金 100
のれん 60

当該処理により、潜在的評価差益の場合の考察と同様、親会社 B/S 上の子会社株式の取得原価は、連結 B/S 上維持される。この場合の連結 B/S は、第3図表のように表示される。

しかし、1968年国家会計審議会(CNC)勧告書は、潜在的増価(評価差益あるいは「のれん」)の計上を強制していないため、実践では、これらを計上する企業もあれば計上しない企業もあり、一様でなかったことはすでに指摘したとおりである。

第2図表 支配獲得時の連結 B/S
—潜在的評価差益を計上しない—
(1975年1月1日時点)

科目	A社 B/S	B社 B/S	連結仕訳		連結 B/S
			借方	貸方	
流動資産	140	100			240
B社株式	360	—		360	—
固定資産	400	300			700
	900	400			940
負債	200	100			300
資本金	500	200	200		500
利益剰余金	200	100	100		200
連結差額			60		(60)
	900	400	360	360	940

第3図表 支配獲得時の連結 B/S
—「のれん」の計上—
(1975年1月1日時点)

科目	A社 B/S	B社 B/S	連結仕訳		連結 B/S
			借方	貸方	
流動資産	140	100			240
B社株式	360	—		360	—
固定資産	400	300			700
のれん			60		60
	900	400			1,000
負債	200	100			300
資本金	500	200	200		500
利益剰余金	200	100	100		200
	900	400	360	360	1,000

親会社 B/S 上の子会社株式価額が子会社純資産における親会社持分部分の金額を上回る場合で、潜在的評価差益あるいは「のれん」が存在していると見られるとき、子会社の特定資産の評価増または「のれん」等の計上を行わなければ、過小評価されている子会社純資産簿価を基準とした子会社株式の下方的再評価が行われ、グループ資本が減少することになる。その結果、子会社株式の取得原価は維持されない結果となる。

見方を変えれば、借方「連結差額」の形で表示される潜在的増価を自己資本から一時に一括控除するのと同じ結果となる。

次に、前出の例で、例えば、B社の取得価額が360ではなく、280であったと仮定してみよう。この場合の資本連結の処理は次のようになる。

子会社資本金 200 子会社株式 280
子会社利益剰余金 100 連結差額 20

貸方「連結差額」の発生原因としては、子会社株式の過小評価と、子会社純資産の過大評価が考えられるが、この場合、子会社純資産が過大評価されており、潜在的減価（評価差損またはマイナスの「のれん」）が存在していると仮定してみよう。

貸方「連結差額」の発生原因が潜在的評価差損の存在による子会社純資産の過大評価にあるときは、本来的には該当する資産等の再評価を行い、子会社資本を下方修正して連結すべきである。例えば、この場合、固定資産の時価が280であったとすると、

再評価積立金 20 固定資産 20

といった処理を行った上で、次の連結処理を行うことになる。

子会社資本金 200 子会社株式 280
子会社利益剰余金 100 子会社再評価積立金 20

これら処理により、資本のプラス項目としての貸方「連結差額」は生ぜず、その結果、連結後のグループ資本は変動せず、親会社資本と同一となる。親会社 B/S 上の子会社株式価額280が、等価で子会社資産（380）および負債（100）、従って純資産持分部分280（ $(380-100) \times 100\%$ ）と置き換わる形になる。これにより、親会社 B/S 上の子会社株式の取得原価280は、連結 B/S 上維持される。

つまり、貸方「連結差額」は資本のプラスの性質ではなく、各資産の評価差損に基づくマイナスの再評価積立金の性質を有するものとして、連結に際して、これらの計上により子会社資本を下方修正した上で、資本連結を行うべきである。

こういった処理を行わず、単に差額20を資本のプラス項目の貸方「連結差額」として処理するならば、潜在的減価が存在するにもかかわらず、連結により逆に資本が増加してしまう。また、子会社株式の取得原価は維持されなくなる。

すなわち、親会社 B/S 上の子会社株式価額280は、再評価前子会社資産（400）および負債（100）、従って純資産持分部分300（ $(400-100) \times 100\%$ ）と置き換わる形になり、子会社株式は、取得原価から再評価前の子会社資本価額にあわせて上方修正されることになる。いわば、過大評価されている子会社純資産簿価に合わせて子会社株式を上方的再評価した形になり、その結果、貸方側ではグ

ープ資本が親会社資本に較べて20だけ増加することになる。

さらに、子会社におけるマイナスの「のれん」の存在が貸方「連結差額」の発生原因となるときは、マイナスの「のれん」を計上して、これに振り替えるべきである。すなわち、

子会社資本金 200 子会社株式 280
子会社利益剰余金 100 のれん 20

当該処理により、連結後のグループ資本は増加せず、親会社 B/S 上の子会社株式の取得原価は、連結 B/S 上維持される。

しかし、勧告書は、潜在的減価の計上にふれていないため、実践では、連結後のグループ資本が増加し、親会社 B/S 上の子会社株式の取得原価が、連結 B/S 上維持されないケースが起こる。

見方を変れば、貸方「連結差額」の形で示される連結時の潜在的残価を自己資本に一時に一括加算するのと同じの結果となる。

以上のとおり、勧告書の資本連結の処理では、子会社純資産の過小評価により親会社 B/S 上の子会社株式価額が子会社純資産における親会社持分部分の金額を上回る場合、または子会社純資産の過大評価により下回る場合、子会社において潜在的増価または潜在的減価が存在していると見られるときは、子会社の特定資産の評価増もしくは評価減またはプラスの「のれん」もしくはマイナスの「のれん」の計上を行わなければ、過小評価または過大評価されている子会社純資産簿価を基準として、子会社株式の下方的または上方的再評価が行われる形となる。

その結果、子会社に潜在的増価が存在するのに、連結によりグループ資本が減少したり、反対に潜在的減価が存在するのにグループ資本が増加するという不合理な結果になる。その際、親会社 B/S 上の子会社株式の取得原価が、連結 B/S 上維持されないことになる。

これら処理は、「連結差額」の形で表示される潜在的増価または減価を、数期間にわたって償却または利益戻入れをしないで、一時一括して自己資本から控除または加算する処理と同一の結果となる。

b. 連結差額の性質と支配獲得後の子会社剰余金の問題

1968年国家会計審議会（CNC）勧告書における資本連結のもう一つの重要な問題点は、連結差額の性質が不明確な点にある。勧告書における資本連結は、「支配獲得日」ではなく、「決算日」時点の子会社純資産簿価を基準に行われる。

親会社の連結決算日時点に一括して連結を行うことから、支配獲得後の子会社剰余金の増減額が「連結差額」に含まれてしまうのである。このため、支配獲得後の子会社剰余金の増減額（親会社持分部分）が明確に把握できない。

ここで前出計算例を用いて、1年後の1975年12月31日決算日時点で、親会社A社と子会社B社の貸借対照表(B/S)が次のようになったと仮定してみよう。

	A社	B社		A社	B社
流動資産	200	120	負債	200	100
子会社株式	360	—	資本金	500	200
固定資産	440	330	利益剰余金	300	150
	1,000	450		1,000	450

利益剰余金は当期の利益を含んでおり(処分前)、1975年1月1日以降、B社が実現した利益は50であったとする。なお、1975年1月1日時点のB子会社株式の取得原価は360である。

プラスの「のれん」が存在するが、「のれん」を計上しない処理を選択したと仮定して、その場合の連結B/Sを示したものが第4図表である。

連結仕訳は、1975年12月31日決算時点におけるB社株式の取得原価とB社純資産におけるA社持分部分との相殺に関する処理を表している。すなわち、

B社資本金	200	B社株式	360
B社利益剰余金	150		
連結差額	10		

である。相殺仕訳は親会社決算日のものであり、B社の支配獲得時ではない点が重要である。この場合、親会社決算日に一括して連結を行う結果、B社株式の取得価額360と1975年12月31日決算時点のB社純資産におけるA社持分部分350との差額として借方「連結差額」10が生じている。

しかし、支配獲得時の1975年1月1日時点で連結を実施していれば、B社株式の取得価額360と1975年1月1日時点のB社純資産におけるA社

持分部分300との差額により、60の借方「連結差額」が生じていた。1975年12月31日決算時点の10の借方「連結差額」は、この支配獲得時60の借方「連結差額」（資本のマイナス項目）に、その後の子会社における利益剰余金の増加額（資本のプラス項目）の50（親会社持分部分）を加えたものである。

その結果、連結B/S上の純資産額790は、親会社の純資産額800より10減少してしまい、支配獲得後の子会社剰余金増加額50が消滅している。

つまり、親会社決算日に一括して連結を行う結果、支配獲得後の利益剰余金が連結差額に含まれてしまうのである。この結果、連結差額には、「のれん」の存在に基づく再評価積立金的性質のものと支配獲得後の利益に基づく利益剰余金的性質のものが混在し、連結差額の性質が曖昧なものとなる。

これに対して、「のれん」を計上した場合、1975年12月31日決算時点の前述の連結仕訳で、借方「連結差額」10を単純に借方「のれん」に振り替えると、連結B/Sは第5図表のように表示される。

第4図表 1968年CNC勧告書に基づく処理で「のれん」を計上しない場合の連結B/S (1975年12月31日決算)

科目	A社 B/S	B社 B/S	連結仕訳		連結 B/S
			借方	貸方	
流動資産	200	120			320
B社株式	360	—		360	—
固定資産	440	330			770
	1,000	450			1,090
負債	200	100			300
資本金	500	200	200		500
利益剰余金	300	150	150		300
連結差額			10		(10)
	1,000	450	360	360	1,090

第5図表 1968年CNC勧告書に基づく処理で「のれん」を計上した場合の連結B/S (1975年12月31日決算)

科目	A社 B/S	B社 B/S	連結仕訳		連結 B/S
			借方	貸方	
流動資産	200	120			320
B社株式	360	—		360	—
固定資産	440	330			770
のれん			10		10
	1,000	450			1,100
負債	200	100			300
資本金	500	200	200		500
利益剰余金	300	150	150		300
	1,000	450	360	360	1,100

しかし、支配獲得時の1975年1月1日時点で連結を実施していれば、60の「のれん」が認識されていたことを考えれば、10は「のれん」の適正な評価額を表していない。

また、連結 B/S 上の利益剰余金300は、親会社の利益剰余金300のみからなっており、子会社の支配獲得後利益剰余金50が「のれん」60と相殺されてなくなっている。その結果、連結 B/S 上の純資産額800は、親会社の純資産額800と同じになり、支配獲得後の子会社剰余金増加額が消滅している。

言わば、期間利益50でのれんの50部分を一年で償却したのと同じ結果になっている。

連結 B/S の作成目的からすれば、支配取得後の子会社剰余金の変動が重要な意味を持つ。上記場合で、「のれん」の評価を、単に差額の10でなく支配獲得時の60とし、支配獲得後の子会社利益50を区別する処理を行えば、支配取得後の子会社剰余金の変動を明確に把握できる。これは、いわゆる「アングロ・サクソン方式」と呼ばれた処理である。

1968年 CNC 勧告書における資本連結処理は、当時の米国基準の処理（アングロ・サクソン方式）と大きく相違するものであった⁽¹⁾。当時の米国における連結 B/S を示したものが第6図表である⁽²⁾。

1975年1月1日の支配獲得時に、B社株式の取得価額とB社純資産におけるA社持分部分との相殺に関して、次の仕訳が行われる。その際、「のれん」60が認識される。すなわち、

B社資本金 200 B社株式 360
B社利益剰余金 100
のれん 60

である。この場合、のれん60は、B社株式の取得価額360と1975年1月1日の取得時点のB社純資産におけるA社持分部分300との差額である。「のれん」の償却費を2と仮定すると、決算日の連結仕訳は、次のとおりである。すなわち、

B社資本金 200 B社株式 360
B社利益剰余金 100
のれん 60
のれん償却費 2 のれん 2

第6図表 アングロ・サクソン方式の連結 B/S
(1975年12月31日決算)

科目	A社 B/S	B社 B/S	連結仕訳		連結 B/S
			借方	貸方	
流動資産	200	120			320
B社株式	360	—		360	—
固定資産	440	330			770
のれん			60	2	58
	1,000	450			1,148
負債	200	100			300
資本金	500	200	200		500
利益剰余金	300	150	100		348
			2		
	1,000	450	362	362	1,148

連結 B/S 上の利益剰余金348は、親会社の利益剰余金300に支配獲得後の子会社利益剰余金増加額48（期間利益50－のれん償却費2）を加えたものとなる。また、連結 B/S 上の純資産額848は、親会社純資産800に支配獲得後の子会社利益剰余金増加額48を加えたものとなる。これにより、支配取得後の子会社利益剰余金の変動額48が明らかとなる。

連結計算書類に係る EC 指令第7号案の審議過程で、米国基準に代表される「アングロ・サクソン方式」とフランスの1968年勧告書的な方式が、当時、加盟諸国の中で採用されていたことが指摘されている⁽³⁾。

それでは、フランスにおいて、なぜ1968年勧告書に示されたような資本連結処理が採用されたのか、その背景を考えてみたい。

c. 1968年国家会計審議会（CNC）勧告書における資本連結の考え方の背景

・強い法実体思考

既述のとおり、1968年勧告書における資本連結では、ケースによっては、子会社株式の取得原価が連結 B/S 上維持されない。子会社株式の取得による支配権の獲得が、経済的には企業自体の取得を意味し、子会社株式の取得原価がその取得対価であるという認識が希薄である。

つまり、株式の取得による子会社化の取引が通常の資産取得の取引と同一のものと捉えられていない。

第7図表 サン・ゴバン社の子会社・参加会社一覧表 (1973年度)

直接保有の主要会社に関する情報 (千フラン)	資本金	積立金	保有資本 割合	保有証券の 棚卸価値	親会社によ る貸付金お よび前払金	親会社が付与 した保証金お よび手形保証	1973年度 売上高 (税抜き)	1973年度 利益または 損失	親会社が 受取った 当期の配当金
子会社 (50%以上)									
Saint-Gobain Industries (France)	552,408	528,583	99.95	1,131,295	—	—	1,528,573	56,361	26,151
Pont-à-Mousson S.A. (France)	369,220	490,064	97.14	664,038	—	—	1,719,455	29,655	31,464
Société Générale Pour l'Emballage (France)	325,478	327,136	81.14	495,747	7,100	—	holding	12,495	8,451
Vegla Vereinigte Glas Werke GmbH (R.F.A.)	434,400	43,982	100.00	398,093	—	—	791,400	51,172	55,725
Sté de Participations et d'Etudes SAPE (France)	310,710	343,067	70.67	330,304	—	—	holding	31,768	17,566
International Saint-Gobain (Suisse)	345,000	140,161	96.49	290,670	2,010	—	holding	23,597	26,942
Grunzweig + Hartmann und Glasfaser (R.F.A.)	162,900	162,802	78.22	288,246	—	—	1,442,001	20,525	—
Sté Eau et Assainissement Socéa (France)	49,900	79,910	87.40	88,312	2,903	—	556,520	6,308	—
Cofico (France)	10,000	11,155	99.96	76,046	—	—	holding	8,368	5,770
Sas de Gand (Pays-Bas)	114,353	879	100.00	63,954	9,244	—	holding	7,754	4,421
Cadamas (France)	58,549	48,591	55.63	53,256	46,033	—	holding	6,651	—
Société Immobilière de Gestion Sigès (France)	14,880	1,309	99.99	37,196	—	—	2,102	230	—
Saint-Gobain Techniques Nouvelles (France)	26,200	1,946	99.99	21,788	—	—	98,404	94	—
小計				3,938,945	67,290				176,490
参加会社 (10%以上50%未満)									
Certain-teed Products (U.S.A.)	61,379	931,398	20.92	242,694	—	—	2,328,500	123,154	3,732
Forges et Acieries de Dilling (R.F.A.)	285,075	349,357	26.81	50,669	—	—	2,267,659	53,478	4,354
Davum (France)	41,098	147,053	42.73	41,665	—	—	2,811,983	18,638	3,220
Saunier Duval (France)	32,470	111,003	17.09	31,193	—	—	749,481	9,207	1,060
Brasilit (Brésil)	118,800	73,656	27.07	28,424	—	—	280,368	32,947	1,912
Maisons Phénix (France)	20,000	18,164	21.13	27,815	—	—	296,152	18,580	1,380
その他				422,460					15,658
小計									
フランス子会社全体	—	—	—	163,411	161,925	—	—	—	7,735
在外子会社全体	—	—	—	49,879	58,825	—	—	—	5,139
フランス参加会社全体	—	—	—	26,093	—	—	—	—	815
在外参加会社全体	—	—	—	57,686	—	—	—	—	4,858
小計				297,069	220,750				18,547
合計				4,658,474	288,040				210,695

その背景には、伝統的に強い法的実体思考があるものと見られる。つまり、合併等と異なり、株式の取得により子会社化された会社は、法的には親会社とは別個の法人である。フランスでは、伝統的に法的実体思考が強く、支配獲得時に、経済的には一つのエンティティが形成されるという「企業結合」の考え方が、十分にとり入れられていなかったと思われる。

・「子会社・参加会社一覧表」の考え方との関係

第7図表は、1966年商社法第354条～第359条の規定に従い、1973年度のサン・ゴバン社年次報告書で開示された「子会社・参加会社一覧表」である。

これによれば、各子会社および各参加会社の資本金、積立金、保有資本割合、当該会社の株式の期末棚卸価額、当期の純利益又は純損失等のデータが表示されている。子会社・参加会社一覧表は、フランスにおける企業集団情報のニーズの高まり

を背景に、1965年11月29日デクレ(政令)により、年次計算書類の附属書類として作成・公表を義務付けられたものである。

子会社および参加会社は、法的には独立した実体である。法的思考の強い当時のフランスでは、企業グループに関する情報を、個々の子会社および参加会社ごとに、期末資本金額、参加割合等の情報を親会社の保有する子会社・参加会社株式の期末棚卸価額と比較させる形で表示し、親会社における子会社等株式の期末時の実質価値を把握できるようにしている。

例えば、サン・ゴバン社がその株式の99.95%を保有するサン・ゴバン・インダストリー社は、決算日時点の資本金552,408千フラン、積立金528,583千フラン、当期利益56,361千フラン、親会社における当該会社株式の価額1,131,295千フランとなっており、これらから、当該子会社株式の実質価額は、1,136,783千フラン((552,408千フラン+528,583千フラン+56,361千フラン)×

0.9995) と計算できる。当該会社株式の期末価額 1,131,295千フランとの差額は5,488千フランとなり、親会社 B/S 上の当該会社株式の期末価額は5,488千フランだけ過小評価されていることになる。

いわばこのような計算により、親会社 B/S 上の子会社投資勘定を間接的に再評価することになる。1968年国家会計審議会 (CNC) 報告書における資本連結の考え方は、決算日時点の子会社資本と子会社株式価額を対比させて行われる上記計算の考え方に近いと思われる。上記計算を連結仕訳の形で表すと、次のようになる (単位千フラン)。すなわち、

資本金	552,408	子会社株式	1,131,295
積立金	528,583	連結差額	5,488
当期利益	56,361		

連結 B/S と子会社・参加会社一覧表の異なるところは、子会社の資産・負債が合算されない点だけである。

フランスでは、企業集団の財務情報に関して、当時、英米で発展しつつあった連結財務諸表の制度化に一気に進んだのではなく、その前段階として「子会社・参加会社一覧表」の作成・公表がまず制度化され、当該情報が連結財務諸表に代わる機能を担っていたのではないかと推察される。その背景には、伝統的に強い法的実体思考と企業結合概念の欠如があったと考えられるのである。

4) 1978年国家会計審議会 (CNC) 報告書案および1982年プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定

a. 1978年国家会計審議会 (CNC) 報告書案における資本連結の特徴

国家会計審議会 (CNC) は、1978年11月に、「貸借対照表と成果計算書の連結に関する報告書案 (Projet de Rapport sur la consolidation des bilans et des résultats)」を公表した⁽⁴⁾。当該報告書案は、1968年国家会計審議会「貸借対照表と損益計算書の連結に関する報告書第1号 (Recommandation N°1 sur la consolidation des bilans et des comptes)」の改訂に係るものである。

フランスにおいて、商事会社法の適用に係る1967年3月23日デクレ (政令) 第248条が、個別

年次計算書類に加えて連結計算書類の添付を可能としていたが、連結計算書類の作成・公表を義務づけたものではなかった。

連結計算書類の制度化への本格的な動きが始まったのは、1971年からである。すなわち、1971年7月1日以降、「情報ノート (note d'information)」(わが国の有価証券届出書に相当)の提出企業に対して、証券取引委員会 (Commission des Opérations de Bourse; COB) が、連結計算書類の作成・公表を義務づけた⁽⁵⁾。

これにより、連結計算書類の公表企業は飛躍的に拡大した。年次報告書 (アニュアル・レポート) または情報ノートで連結計算書類を公表した企業は、1967年には22社にすぎなかったものが、1972年には163社、1973年216社、1974年232社、1975年267社、1976年292社、1977年319社、1978年には328社にまで増加し、上場企業の3割ほどに達した⁽⁶⁾。

フランス企業の中には、連結計算書類の作成基準として、1968年報告書によらず、米国基準あるいは国際会計基準 (IAS) を採用する企業が見られた。例えば、1970年代にはカルフル (米国基準)、サン・ゴバン (米国基準)、ローヌ・プーラン (米国基準)、PUK (IAS) など10社ほどがこれら基準を採用していた。いずれも国外市場で資金調達を行っていたフランスの多国籍企業である。

これら企業の公表する連結計算書類が1968年報告書に基づく連結計算書類との相違点、問題点を浮き彫りにする。1978年報告書案は、1968年の報告書公表以来、10年を経過して公表されたものである。その間、フランス親企業の持株会社化が進展し、連結会計を実施する上場企業が増加するとともにその実務も普及した。

1978年報告書案は、これら経験に基づき、1968年報告書の問題点の解消を図ったものであり、1980年代の連結計算書類の一般制度化 (全商事会社に対して作成・公表の義務づけ) に備えたものであった。

また、1978年報告書案は、国際的な調和の視点も取入れられている。すなわち、1978年報告書案は、連結計算書類に係る EC 指令第7号案 (1976年) および国際会計基準 (IAS) 第3号「連結財務諸表」(1976年) を考慮している⁽⁷⁾。

1978年報告書案は、「連結規則」、「第一回連結差

額の概念」, 「連結決算日」, 「評価方法の同質性」, 「在外会社の計算書の換算」および「被連結会社間の取引の消去」の6項目から構成されている。連結差額の問題は、「第一回連結差額の概念」で取り扱われている。

資本連結に関して、1978年報告書案の1968年報告書との主要な差異は、次のとおり要約できる。

1. 「第一回連結差額」概念の登場

「連結差額」と「超過価値」の概念は廃止され、「第一回連結差額 (différence de première consolidation)」概念が新たに登場した。

1968年報告書では、「連結差額」は、各連結決算日の子会社株式の取得価額と当該会社の純資産部分との差額であった。子会社の純資産部分は、「親会社決算日」のものであり、「支配獲得日」の純資産部分ではない。

これに対して、第一回連結差額は、支配獲得日の子会社株式の取得原価と、当該時点の子会社純帳簿価額における親会社持分部分との差額である (CNC, *Dixième rapport d'activité*, p. 70)。子会社の純資産部分は、親会社決算日のものから支配獲得日の純資産部分に変わった。アングロ・サクソン方式への転換である。

連結計算書類に係る EC 指令第7号は、親会社決算日方式と支配獲得日方式を規定しているが (第19条)、原案理由書で後者の支配獲得日方式 (「アングロ・サクソン方式」) への支持が表明されていた⁽⁸⁾。1978年報告書案におけるアングロ・サクソン方式への転換はこれにそったものでもある。

2. 「第一回連結差額」と「支配獲得日以後の子会社剰余金」との区別

1978年報告書案では、まず、「第一回連結差額」と「支配獲得日以後の子会社剰余金」が区別される (CNC, *Dixième rapport d'activité*, p. 71)。1968年報告書の「連結差額」には、支配獲得時の潜在的増価・減価と支配獲得後の子会社剰余金が混在し、後者の変動が把握できなかった。

これに対して、1978年報告書案では、「第一回連結差額」と「支配獲得日以後の子会社剰余金」が区別され、これにより、支配獲得日以後の子会社剰余金の変動が明確に把握される。

3. 第一回連結差額の原因分析と該当資産への割当て

第一回連結差額は、支配獲得日における特定資産の「再評価差額」と、特定資産に割当てることができない「残額」から構成される (CNC, *Dixième rapport d'activité*, p. 70)。特定資産に割当てることができない残額は、「のれん」に相当するものである。これらの計上により、連結 B/S 上取得原価が維持される。

特定資産に割当てることができない残額は、次のように処理される。すなわち、

- ・プラス値の場合；株式を取得するために支払われたプレミアムをなし、「投資有価証券取得プレミアム (prime d'acquisition des titres de participations)」と呼ばれる。
- ・マイナス値の場合；投資有価証券取得プレミアムから減額するか、それがなければ危険引当金を設定する。

また、第一回連結差額がこのように構成要素に割当てできないときは、簡便法によりプラス値、マイナス値にかかわらず、その全額を「投資有価証券取得差額 (Écarts d'acquisition des titres de participation)」という借方項目に計上することが認められる。

子会社 B/S の特定資産の「再評価差額」は、通常、固定資産と場合により負債に関わっている。固定資産の再評価差額は、その過小評価による増価であり、主に慎重性の原則の尊重あるいは税務上の特別償却に起因する。他方、負債の再評価差額は、特に法定引当金および危険・費用引当金による負債の過大計上に起因するものである (CNC, *Dixième rapport d'activité*, p. 70)。

投資有価証券取得プレミアムは、子会社に対する支配獲得により得られる経済的便益の対価として支払われたものである。経済的便益には、ライバル会社の排除、調達・販路の確保、生産条件の改善、国外への拡大等が考えられている (CNC, *Dixième rapport d'activité*, p. 70)。

固定資産の再評価は、全部連結の場合、その全体価額に関わる。再評価差額は親会社持分と少数株主持分に振り分けられる。つまり、「全面時価評価法」が採用されている。

これに対して、取得プレミアムは親会社だけに

かかわっており、いわゆる「買入のれん説」が採用されている。

4. その後の連結時における第一回連結差額の取扱い

第一回連結差額が再評価差額と取得プレミアムに振り分けられ、再評価差額は該当する資産に割当てられている場合、その後、償却資産については当該再評価額をベースに償却計算が行われる。他方、取得プレミアムは、償却されずに連結 B/S で維持される。ただし、特別の環境により減価引当金の設定が例外的に認められる (CNC, *Dixième rapport d'activité*, p. 71)。

子会社の支配獲得により得られる経済的便益が存在する限り、取得プレミアムは、維持されるべきとの考え方である。EC 指令第 7 号案では、のれんの処理に従い、最大 5 年以内に償却することが原則とされ、正当な理由がある場合にはそれよりも長い期間 (極限的には無限=非償却) での償却を容認していた (第16条)。しかし、連結のれんの償却を行う米国基準あるいは国際会計基準とは相違していた。

すなわち、米国基準 APB 意見書第17号「無形資産」(1970年)では最長40年以内での償却、国際会計基準第22号「企業結合」(1983年)では原則 5 年以内での償却となっていた。なお、後者では正当な理由があれば20年を超えない期間も認められた。

第一回連結差額が再評価差額と取得プレミアムとに振り分けるのが難しい場合、プラスの取得差額は、子会社が保有している固定資産の平均使用期間に対応する合理的な期間にわたり、償却される。これに対して、取得差額がマイナスの場合、同一期間にわたり利益に計上される (CNC, *Dixième rapport d'activité*, p. 71)。

取得差額の償却期間は定められていない。その構成要素が多様であるという理由からである。例えば、流通業では、当該差額は、子会社により創出された「営業権 (fonds de commerce)」が、製造業では、投資価値の修正、特許権、事業の収益性などが要素となっている。

このため、親会社の経営者に採用すべき償却方式決定の責任が委ねられている。その場合、当該方式に関する詳細が注記・附属明細書で与えられなければならない (CNC, *Dixième rapport d'activité*, p. 71)。なお、EC 指令第7号案では、振分不能の取得差額は5年以内の償却となっていた (第16条)。

第 8 図表は、以上の取扱いをまとめたものである。

以上見たように、1978年国家会計審議会報告書案は、支配獲得時に認識される第一回連結差額概念の登場、その原因分析と該当資産への割当て、第一回連結差額と支配獲得後の子会社剰余金との区別など、1968年勧告書における問題点を解決するものであった。

また、第一回連結差額から再評価差額を除いた残額 (取得プレミアムまたは危険引当金) については、償却または利益の戻入れを実施せず、連結 B/S 上維持される。この点は、EC 指令第 7 号案の許容範囲内であったが、米国基準あるいは国際会計基準の取扱いと相違するものであった。

さらに、第一回連結差額が再評価差額と取得プレミアムとに振り分けるのが難しい場合には、全額を「取得差額」として処理するという簡易措置が認められている。その場合、取得差額の償却 (プラス値のとき) または利益戻入れ (マイナス値のとき) の期間は明示されておらず、EC 指令第 7 号案の「5 年以内の償却」が基準になるものの経営者の裁量に委ねられていた。

第 8 図表 1978年報告書案における資本連結の取扱い

第一回連結差額	分解		処理
	原則	再評価差額	
残額		取得プレミアム	B/S 上維持 (償却しない)
		危険引当金	B/S 上維持 (利益に戻入れしない)
簡便法	取得差額 (分解不可能)		(プラス値)一定期間で償却
			(マイナス値)一定期間で利益戻入れ

b. 1982年プラン・コンタブル・ジェネラルの
連結会計規定とその資本連結の特徴

1986年に、連結会計規定が1982年プラン・コン
タブル・ジェネラル (Plan Comptable Général; PCG)
に追加された⁽⁹⁾。

フランスでは、EC 指令第7号 (連結計算書類)
の国内法化に係る1985年1月3日法律およびそ
の適用のための1986年2月17日デクレ (政令) に
より、全商事会社に対して、連結計算書類の作成・
公表が義務付けられている。プラン・コンタブルの
連結会計規定は、この一般制度化された連結計算
書類の作成基準となるものである。

プラン・コンタブルの連結会計規定における資
本連結は、基本的には、1978年国家会計審議会報
告書案を取り入れたものである。以下、この点を
概観してみたい。

1. 「第一回連結差額 (Écart de première
consolidation)」概念の採用

PCGの連結会計規定は1978年報告書案の「第一
回連結差額」概念を取り入れている。すなわち、
子会社が連結範囲に入った時点の子会社株式の取
得原価と当該子会社の自己資本 (当期利益・損失
を含む) における親会社持分部分との間に確認さ
れる差額は、「第一回連結差額」と呼ばれる (PCG,
p. II. 143)。前述の「アングロ・サクソン方式」で
ある。

2. 第一回連結差額の評価差額および取得差額
への分解

第一回連結差額は、「評価差額 (Écarts d'évaluation)」
と「取得差額 (Écarts d'acquisition)」に分解され
る (PCG, p. II. 144)。用語に違いが見られるもの
の、考え方は1978年報告書案と同じである。また、
EC 指令第7号にそったものである (第19条)⁽¹⁰⁾。

評価差額は一定の識別可能資産に割当てられる。
再評価に伴う自己資本の増加部分は、親会社持分
と少数株主持分に振り分けられる (PCG, p.
II. 144)。

取得差額は、特定の識別可能資産に割当てること
のできない残額である。取得差額がプラス値の
場合、それは子会社株式を取得するために支払わ
れたプレミアムに相当しており、B/S 上資産に計

上される (PCG, p. II. 144)。

取得差額がマイナス値の場合、危険引当金に近
いものであり、危険・費用引当金として負債に計
上される。ただし、マイナスの取得差額が危険・
費用引当金としてB/Sに計上されるのは例外的な
場合とされ、マイナスの取得差額は、プラスの取
得差額が存在する限り、これから減額するものと
される (PCG, p. II. 144)。

第一回連結差額が評価差額と取得差額に分解で
きない場合には、簡便法により、全額を「取得差
額」として計上することが認められる (PCG, p.
II. 144)。

全部連結の場合、1978年報告書案と同様、取得
差額の認識については、「買入のれん説」が採用さ
れている (PCG, p. II. 145)。ただし、固定資産の
再評価については、「全部連結の場合、その資産の
再評価はその全体的価値に関わることができる。
当該再評価から生ずる差額は、親会社持分と少数
株主持分に振り分けられる」 (PCG, p. II. 145) と
定められ、「全面時価評価法」が可能な方法として
示されているものの、他の方法「部分時価評価法」
も可能となっている。

3. 取得差額の取扱い

評価差額は、割当てられた資産に適用される規
則に従い、償却または減価引当金の対象となる
(PCG, p. II. 145)。

- ・取得差額がプラスの場合、償却プランに従い、
例外なく償却される。償却期間は定められて
おらず、その決定は経営者に委ねられている。
その際、償却期間は取得時に考慮した前提あ
るいは定めた目標をできる限り合理的に反映
しなければならない。特殊な事情がある場合
にのみ、償却プランに基づく償却費に加えて、
減価引当金が設定される (PCG, p. II. 146)。
- ・取得差額がマイナスの場合、予想されかつ確
認された子会社の低収益性を埋め合わせるた
めあるいは支配獲得時に予想され損益として
認識された費用または割当不能評価減価を補
うため、危険引当金の利益への戻入れが行わ
れる。また、危険引当金の戻入れプランに従
い、損益計算書に計上されることもある。戻
入れの方式に関する詳細は、注記・附属明細

書に開示されなければならない (PCG, p. II. 146)。

また、例外的なケースとして、取得差額を自己資本に計上することができる。この場合、注記・附属明細書に正当な理由を開示しなければならない (PCG, p. II. 144)。

以上の取得差額の処理は、EC 指令第 7 号 (1983 年) にそったものである。償却期間については、EC 指令第 7 号では「のれん」の取扱いに従い、最大 5 年以内の償却が原則であるが、正当な理由がある場合にはそれより長い期間 (極限的には無限) での償却が許容されている (第30条)。

また、自己資本計上処理は、EC 指令第 7 号により国別選択権として規定されたものであるが (第30条)、米国基準あるいは国際会計基準とは相違するものである。当該処理は、潜在的増価または減価を連結差額の形で一時一括して自己資本から控除または加算するのと同様の結果となる 1968 年勧告書の処理に類似していると言える。

4. 第一回連結差額と支配獲得後の子会社剰余金の区別

1978 年報告書案と同様、支配獲得時点の第一回連結差額概念の採用により、連結決算日に作成される連結 B/S において、支配獲得後の子会社剰余金の変動が明確に把握される (PCG, p. II. 146)。

以上の取扱いをまとめたものが、第 9 図表である。第 8 図表と比較してみると、1982 年プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定では、第

一回連結差額のうち、評価差額部分を除いた残りの取得差額の処理のオプションが増えているのがわかる。取得差額はいわば「のれん」に相当する。

1978 年報告書案では、原則的処理における残額 (のれん) の処理が「償却しない」、「利益戻入れしない」であったのに対して、1982 年プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定では、「償却実施」、「利益に戻入れ」となった。つまり、1982 年プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定は、処理方法を大きく変更し、EC 指令第 7 号、米国基準あるいは国際会計基準との調和が確保された形になっている。

さらに、プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定は、EC 指令第 7 号の国別選択権を行使して、新たに、自己資本に計上するという 1968 年勧告書に類似する処理を例外的処理として容認しており、可能な処理のオプションが増えている。しかも、1978 年報告書案と同様、償却期間または戻入れ期間は定められておらず、経営者の裁量に委ねられている。

EC 指令第 7 号では、償却期間は「のれん」の取扱いに従い、最大 5 年以内の償却が原則であるが、正当な理由がある場合にはそれより長い期間 (極限的には無限=非償却) での償却が許容されている。このため、プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定においては、米国基準 (40 年以内) あるいは国際会計基準 (原則 5 年・最長 20 年以内) の採用が可能となっている。

また、簡便法により全額「取得差額」とする処理方法では、1978 年報告書案の処理に加えて、自

第 9 図表 1982 年プラン・コンタブル・ジェネラル連結会計規定の資本連結の取扱い

	分 解		処 理
	評 価 差 額		該当する資産へ割当て
第一回連結差額	原則	取得差額 プラスの場合	(原則) 無形固定資産計上 (償却実施) (例外) 自己資本から控除
		取得差額 マイナスの場合	(原則) 危険・費用引当金設定 (利益に戻入れ) (例外) 自己資本に加算
第一回連結差額	簡便法	取得差額 (分解不可能) プラスの場合	(原則) 無形固定資産計上 (償却実施) (例外) 自己資本から控除
		取得差額 (分解不可能) マイナスの場合	(原則) 危険・費用引当金設定 (利益に戻入れ) (例外) 自己資本に加算

己資本への計上が例外的に容認されており、これについても選択肢が増え、原則的方法の取得差額の処理方法と同一のものになっている。

このように、「のれん」に相当する部分について、可能な処理方法が複数認められており、経営者にとって選択の幅がさらに広がった。

[未完]

[注記]

- (1) Yogananthan, M., Benne, T., Tauss, J.-P., Étude comparative sur la consolidation des bilans et des comptes d'après les principes généralement admis en France et aux États-Unis d'Amérique, *Economie et Comptabilité*, Juin 1975, pp.14-19の分析を参照。
- (2) 当時の米国の実践については, Meigs, W. B., Johnson, C. E., Meigs, R. F., *Accounting, The Basis for Business Decisions*, McGraw-Hill, Fourth Edition, 1977, pp.666-686を参照した。
- (3) EC指令第7号案の「原案理由書 (Exposé des motifs)」第12条の議論を参照 (*Bulletin des Communautés Européennes*, Supplément, 9/76)。また, 野村教授によれば, ドイツもフランスと同じ方式であった (野村健太郎著『連結会計論』森山書店, 1976年, 101頁参照)。なお, EC指令第7号案は1976年に公表されている (Proposition d'une Septième directive sur la base de l'article 54, paragraphe 3 g) du traité CEE concernant les comptes du groupe (JO.n°C121 du 2.6.1983) .
- (4) Conseil National de la Comptabilité, *Dixième rapport d'activité 1^{er} janvier 1976-30 juin 1979*, pp.61-80.
- (5) この点については, 拙著『フランス財務報告制度の展開』多賀出版, 1998年, 386-388頁を参照。
- (6) 拙著, 前掲書, 387頁。
- (7) Conseil National de la Comptabilité, *op. cit.*, p. 28.
- (8) 前掲のEC指令第7号「原案理由書」第12条の議論を参照。
- (9) Conseil National de la Comptabilité, Consolidation des Comptes: Méthodologie, *Plan Comptable Général 1982*, pp. II.139-II.173.
- (10) Septième directive du Conseil, du 13 juin 1983, fondée sur l'article 54 paragraphe 3 point g) du traité,

concernant les comptes consolidés (JO.n°L193 du 18.7.1983) .